

No.	補助額	補助率	管轄	目的	対象者	対象事業	公募開始	公募終了	備考
1	¥300,000	1/2	東京都立川市	立川市では、立川産品の販路拡大のために取り組む市内の中小企業に対し、補助金を交付します。	市内において事業を営むものづくり企業等個人事業主	補助対象となる事業 (1) 国内外で行われる展示会、見本市等への出展 (2) 公的機関が実施する産業支援事業の利用 (3) 知的財産権の取得 (4) 販路拡大に用いる媒体の作成	-	2022/1/31	有期雇用から正規雇用へ転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1140万
2	¥50,000~ ¥150,000	1/2	東京都町田市	町田市では、他社の製品との差別化(商品付加価値・競争力の向上)を図るために市内中小事業者が産業財産権を取得する際の経費の一部を補助しています。	・町田市内に住民登録を有する個人事業主、町田市を納税地としている法人であること ・現に1年以上事業を営んでいること ・市税を完納していること	1.産業財産権(特許・実用新案登録・意匠登録・商標登録)出願の場合 補助対象経費及び補助割合 1.出願料(印紙代):全額 2.出願にかかる弁理士手数料:2分の1(中小企業基本法第2条に定める小規模企業者の場合、3分の2) 注記:消費税は除きます。 上限金額 1.特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願:10万円 2.商標登録出願:5万円	2021/4/1	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用へ転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1141万
3	¥200,000	2/3	東京都江戸川区	江戸川区では、区内中小企業者の技術開発力の向上を図るため、新製品・新技術等の開発に必要な経費の一部を助成します。	中小企業者	助成対象事業 ・特許権の出願 ・実用新案権の出願 ・意匠権の出願	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用へ転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1142万
4	¥300,000	1/2	東京都江東区	区内の中小企業が、下記の対象物について、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を取得する場合の費用の一部を区が補助します。	中小企業	次のいずれかに関する知的財産権の出願が対象となります。 1.社名又は屋号 2.自社で開発した製品、技術又はサービス 補助金額 補助対象経費の2分の1以内で、特許権は30万円、特許権以外は10万円を上限とします。(千円未満切捨て) 補助対象経費 出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士報酬	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用へ転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1143万

No.	補助額	補助率	管轄	目的	対象者	対象事業	公募開始	公募終了	備考
5	¥150,000	1/2	東京都荒川区	産業財産権取得経費を助成します。	中小企業者	<p>補助対象の産業財産権 (1)特許権 (2)実用新案権 (3)意匠権 (4)商標権</p> <p>*「経営革新計画」を取得し、同計画に則して産業財産権を取得しようとする場合には、補助率を3分の2とし、上限額を25万円とします。</p>	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1144万
6	¥200,000	1/2	東京都千代田区	千代田区では、産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)の新規取得に係る経費の一部を補助します。	中小企業者	<p>補助対象経費 補助対象者が産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)の新規取得のために要した費用で、この制度の申請日前1年間に支払った次の経費です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.出願料 2.審査請求料 3.技術評価請求料 4.特許料 5.登録料 6.図面作成費 7.産業財産権取得に際して弁理士または弁護士に支払った費用 	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1145万
7	¥200,000	1/2	東京都墨田区	区では、区内中小企業が知的財産権を取得する際にかかる費用の一部を補助しています。	中小企業者 すみだビジネスサポートセンターが実施する相談を受けていること	<p>対象経費 知的財産権の出願及び取得に要した経費のうち次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)知的財産権に係る出願料及び出願審査請求料又は技術評価請求料 (2)知的財産権に係る特許料又は登録料 (3)知的財産権の出願及び取得に係る手続を弁理士又は弁護士に委託した場合にあっては、当該弁理士又は弁護士に対する報酬 (4)その他区長が特に必要であると認める経費 	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1146万
8	¥200,000	1/2	東京都世田谷区	知的財産権の取得に関する費用の一部を助成します。	中小企業者	<p>補助対象経費 特許料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの。 (注意)消費税は補助対象外です。</p>	2021/4/1	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1147万

No.	補助額	補助率	管轄	目的	対象者	対象事業	公募開始	公募終了	備考
9	¥100,000	1/2	東京都羽村市	羽村市では、市内における新事業展開・新分野進出・技術高度化等のイノベーション創出の促進を目的に、市内中小企業者等が行う新製品・新技術等の開発にかかる経費のほか、今年度より新たに生産性の向上にかかる設備等の導入経費の一部を助成します。	中小企業者	産業財産権取得事業 新製品・新技術等の特許権・実用新案権・意匠権・商標権を取得する事業 【助成対象経費】 産業財産権取得費(取得後90日以内のもの): 出願料、審査請求料、登録料、技術評価書請求料、専門家謝金	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1148万
10	¥100,000	1/2	東京都葛飾区	区内中小企業が知的所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権に限る。)の取得に必要な出願等の一部経費を補助するものです。	中小企業	補助対象の知的所有権 ・特許権 ・実用新案権 ・意匠権 ・商標権 対象経費 特許権等取得のための出願に要した次の経費とします。 ・出願のため、弁理士に支払う手数料 ・出願料及び出願審査請求に要する経費	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1149万
11	¥100,000	1/2	東京都北区	北区では、創造力ある中小企業者を支援するため、企業戦略の一つである「知的財産」を新規に取得するために要する費用の一部を補助します。	・製造業または情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること。 ・区内に本社または主たる事業所を有する中小企業、または区内に事業主の住所がある個人事業者。	対象知的所有権 ・特許権 ・実用新案権 ・意匠権 ・商標権 国内認証に限ります。 新規取得に限ります(更新申請等は対象外)。 補助対象経費 上記知的所有権を新規に取得するために要した以下の経費。 ・弁理士費用 ・出願料 ・登録料 ・特許料 ・審査請求料	-	2022/2/28	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1152万
12	¥5,000,000	1/2	東京都	公社が「知的財産活用製品化支援事業」で支援する中小企業者が、大企業等の保有する開放特許等の知的財産を活用してスピーディーに新製品開発するための費用の一部を助成します。	助成対象:以下の要件を満たす東京都内の中小企業者、中小企業団体 1.申請時に、公社の「知的財産活用製品化支援事業」の支援対象として支援を受けていること。 2.過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。	助成対象経費 共同研究・共同開発契約関連費用、設計・試作費用、機能評価費用等	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1150万
13	¥1,000,000	1/2	東京都	明確な事業戦略を持つ中小企業者の方が、開発戦略策定等を目的に他社特許調査を依頼した場合、その要する費用の一部を助成します。	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人	助成対象経費 他社特許調査委託に要する経費	予算の範囲内にて随時	予算の範囲内にて随時	有期雇用から正規雇用に転換した事業主に対し助成されます。アルバイトや契約社員の方が主な対象になります。最大年間20名まで可能です。最大1151万